

監 第 599 号
平成29年 6月21日

一般社団法人石川県建設業協会
会長 吉光 武志 様

石川県土木部長



建設工事現場における事故防止の徹底について

日頃より本県の土木行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般石川労働局より「建設業死亡災害多発警報」が別添のとおり発令（石労発0621第1号 平成29年6月21日）され、労働災害防止対策の徹底について緊急要請がありました。

県としては、建設業者に対し、これまでも建設業法や労働安全衛生法等の関係法令の遵守について通知や説明会等で周知を徹底してきたほか、県発注工事においても、受注者への現場指導の実施等により工事の安全性を確保してきたところですが、今回の「建設業死亡災害多発警報」の発令を機として、貴職におかれましても更なる労働災害防止対策に取り組まれますとともに、会員への周知方お願い申し上げます。

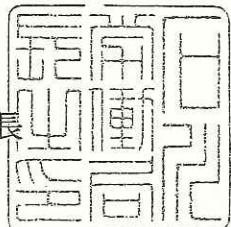
(事務担当)
石川県監理課
建設業振興グループ
TEL:076-225-1712

石川労働局長から石川県土木部長へ 出された通知の写し

石労発0621第1号
平成29年6月21日

石川県土木部長 殿

石川労働局長



「建設業死亡災害多発警報」の発令について（緊急要請）

日頃から、労働基準行政の運営にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、石川労働局管内における建設業の労働災害発生状況は、休業4日以上の死傷者数が昨年まで2年連続で減少していたところですが、平成29年に入り大幅な増加がみられ、平成29年6月13日付けで県内の建設関係団体に対して労働災害防止に向けた取組強化の緊急要請を行ったところです。

しかしながら、その後も平成29年6月14日に加賀市の建設工事現場において死亡災害が発生し、県内の建設業の死者数は5人となり、昨年同時期の1人を大きく上回る状況となっています。

これらの死亡災害は、県内の広い範囲において発生していることから、県内すべての地域において労働災害防止に係る意識の高揚を図る必要があります。

このため、石川労働局では、本日付けで「建設業死亡災害多発警報」を発令し、あらゆる機会を通じて死亡災害防止に向けた労働災害防止対策の徹底について指導を強化することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項を重点とする安全衛生活動の一層の推進について、会員事業場や関係者へ周知いただきますようよろしくお願いします。

記

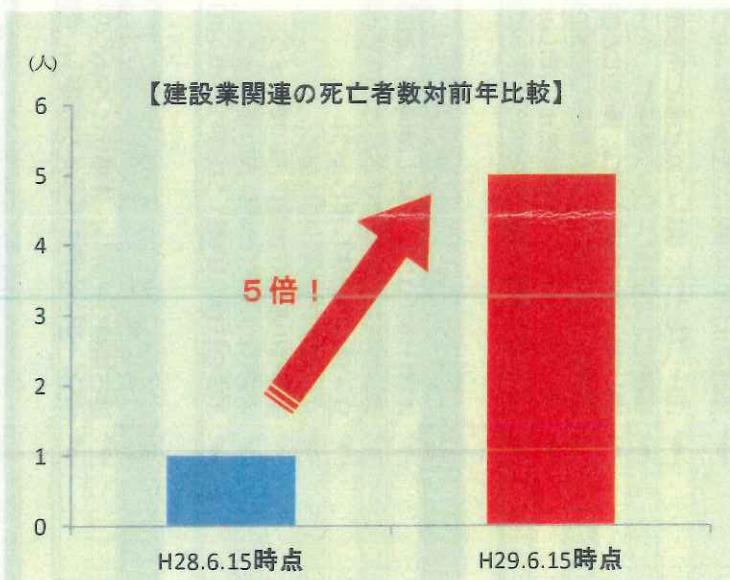
- 1 高所作業における墜落防止対策の徹底
- 2 リスクアセスメントによる事前の作業方法の十分な検討及び計画的な施工
- 3 車両系建設機械及び移動式クレーン等の適切な使用
- 4 熱中症予防対策の徹底

【担当】

石川労働局労働基準部健康安全課
地方産業安全専門官 光谷正樹
TEL 076-265-4424

建設業 死亡災害多発警報発令中！

石川労働局管内においては、建設業における労働災害により既に5名の方が死亡しており、昨年の同時期では1人であったことから、大変憂慮すべき事態となっている。



H29年2月
水路工事の法面小段からの転落により1人死亡

H29年3月
瓦葺き替え工事中に屋根からの墜落により1人死亡

H29年5月
クレーンで吊上げた搭乗用搬器の墜落により2人死亡

H29年6月
木材伐出機械の法面からの転落により1人死亡

死亡災害が幅広い地域で発生していますので、県内すべての地域の建設業に係わる事業場において、労働災害防止対策の徹底をお願いします。

なお、今後の死亡災害の防止に向けて、特に下記の点にご留意いただくほか、裏面のチェックシートで総点検を行ってください。

- 高所作業においては、墜落・転落防止対策を徹底すること。
- リスクアセスメントによる事前の作業方法の十分な検討及び計画的な施工とすること
- 車両系建設機械やクレーン等を適切に使用すること。
- 熱中症予防対策を徹底すること。



石川労働局・各労働基準監督署

建設業における「墜落・転落」や「巻き込まれ」などの災害防止・熱中症予防チェックリスト

- 現場で下記の項目を確認してください。
- 「いいえ」の項目があった場合は、改善例を参考に現場にあった対策を実施しましょう。

1. 墜落・転落災害防止対策を進めましょう。		はい	いいえ	改善例
①	作業床を設けていますか。			→ 足場、高所作業車などにより十分な広さの作業床を設けましょう。
②	作業床に、手すりは付いていますか。			→ 作業床から高さ85cm以上の位置に手すりを設けましょう。
③	下さんはついていますか。			→ 作業床から高さ15cm以上40cm以下の位置に下さんを設けましょう。
④	手すりなどをはずした場合の原状復帰を、その都度行っていますか。			→ はずした手すりなどの原状復帰は必ず行いましょう。
⑤	工具や部材が落ちないようにしていますか。			→ 高さ10cm以上の幅木、防網などを設けましょう。
⑥	作業床が困難な場合は、安全帯を使用していますか。			→ 親綱または安全ブロックを設け、ハーネス型安全帯を使用しましょう。
⑦	これまで足場を設置して行っていた作業を経費節減などのため、安易に安全帯による作業にしていませんか。			→ 原則として、足場などを設置して、作業床を設けましょう。
⑧	開口部などには、囲いなどを設けていますか。			→ 墜落防止用の囲い、手すりなどを設けましょう。
⑨	囲いなどの設置が困難な場合は、防網などを張っていますか。			→ 囲いなどの設置が困難な場合は、防網などを張りましょう。
⑩	これまで防網などを張って行っていた作業を経費節減などのため、防網を張らずに行っていますか。			→ 墜落防止用の防網などを張りましょう。
⑪	はしごの上部と下部を固定していますか。			→ ロープなどで、はしごの上部と下部を工作物に固定しましょう。
⑫	はしごの上り下りは安全帯を使用していますか。			→ 親綱または安全ブロックを設け、ハーネス型安全帯を使用しましょう。
⑬	脚立には開き止め金具が付いていますか。			→ 脚と踏み面の角度を保つ、開き止め金具が付いているものを使用しましょう。
⑭	脚立には十分な広さの踏み面がありますか。			→ 作業を安全に行うために必要な面積の踏み面があるものを使用しましょう。
⑮	脚立の支柱の下端には滑り止めがありますか。			→ 滑り止めを設けて転倒を防止しましょう。
⑯	不安全行動を見かけたとき、すぐに注意をしていますか。			→ 不安全行動は災害につながりやすいので、すぐに注意して改善させましょう。

2. 車両系建設機械などによる災害防止対策を進めましょう。		はい	いいえ	改善例
①	周りで作業している作業者に連絡していますか。			→ 作業計画を立て、事前に関係者に連絡しましょう。
②	立入禁止措置はできていますか。			→ 建設機械などに接触するおそれのある場所への立入禁止を徹底しましょう。
③	不十分な立入禁止で車両系建設機械などの近くで作業していませんか。			→ 立入禁止を徹底しましょう。
④	立入禁止を十分認識せずに、安易に立ち入っていないませんか。			→ 立入禁止を徹底しましょう。
⑤	立入禁止に替えて誘導者を配置し機械を誘導していますか。			→ 誘導者の配置を的確に行いましょう。
⑥	これまで誘導員を配置していたものを、配置せずに実施していませんか。			→ 誘導者の配置を的確に行いましょう。
⑦	不安全行動を見かけたとき、すぐに注意をしていますか。			→ 不安全行動は災害につながりやすいので、すぐに注意して改善させましょう。

3. 熱中症予防対策を進めましょう。		はい	いいえ	改善例
①	暑さ指数(WBGT値)を把握していますか。			→ 暑さ指数を把握し、休憩をとるなどの対策を進めましょう。
②	水分・塩分の摂取や不調者がいないか確認していますか。			→ 水分・塩分を摂取するよう指導し、労働者の体調管理を行いましょう。

4. 安全衛生教育を徹底しましょう。		はい	いいえ	改善例
①	雇入れ時に新規参入者教育を実施していますか。			→ 教育を実施しましょう。
②	新規入場者教育を実施していますか。			※「建設業職長等指導力向上事業」を実施しています（厚生労働省委託事業）。
③	職長教育を実施していますか。			能力向上教育に準じた教育です。詳しくは、ホームページをご覧ください。 https://ks-sc.co.jp/leadership/
④	建設従事者教育を実施していますか。			